

金融庁／金融審議会 「サステナビリティ情報の開示と保証の あり方に関するワーキング・グループ」 (第9回) の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2025年10月30日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第9回)を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

金融庁は、2024年3月に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という)を設置し、わが国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を開始し、これまでに延べ8回の審議を行っています。また、2025年7月17日に、第8回までの議論を取りまとめた中間論点整理を公表しています。

2025年10月30日に開催された第9回WGで審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. [サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ](#)
2. [サステナビリティ情報の開示に関する論点](#)
3. [サステナビリティ情報の第三者保証制度\(基本的な考え方・全体像\)](#)
4. [サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方](#)

本稿では、上記の主な内容について解説します。なお、詳細は[事務局説明資料](#)をご確認ください。

1. サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ

第9回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップについて、以下の提案がなされました。

	第9回WGにおける事務局提案	中間論点整理での提案
サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ	国際的な動向を踏まえつつ、中間論点整理におけるロードマップに基づいて進めていく	サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の適用・第三者保証の導入について、ロードマップを示す¹

第9回WGでは、サステナビリティ情報の開示・保証に関する最近の国際動向に大きな変更がないことを踏まえ、中間論点整理におけるロードマップに基づいて対応を進めていくことが提案されました。

この事務局提案には賛同が得られた一方で、欧州の開示動向を引き続き注視して進めていくべきとの意見も示されました。また、保証範囲の拡大については、企業の対応状況を見て慎重に進めるべきとの意見も示されました。

2. サステナビリティ情報の開示に関する論点

第9回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ情報の開示に関する論点について、以下の提案がなされました。

	第9回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	中間論点整理での提案（下線部分が変更点）
開示基準の適用時期	プライム市場上場企業のうち、時価総額5,000億円以上1兆円未満の企業へのSSBJ基準の適用開始時期は、2029年3月期からとする	プライム市場上場企業のうち、時価総額5,000億円以上1兆円未満の企業へのSSBJ基準の適用開始時期（ロードマップでは、2029年3月期）は、国内外の動向等を注視しつつ、柔軟に対応する
有価証券報告書の提出期限延長	第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長については、実施しない（現行どおり事業年度終了後3月以内）	第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長については、引き続き検討する
SSBJ基準の適用対象企業の判断基準	適用対象企業の判断基準については、前期末及びその前4事業年度末における時価総額の平均（5年平均時価総額）を基礎として検討する	適用対象企業の判断基準については、5年平均時価総額を参考にしつつ、さまざまなケースにおいても的確に対応できるように株式時価総額の算定方法について検討する

¹ 中間論点整理のロードマップの内容については、[ポイント解説「金融庁、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG「中間論点整理」を公表」](#)をご確認ください。

	第9回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	中間論点整理での提案（下線部分が変更点）
SSBJ基準の適用義務付け等に関する制度的対応	SSBJ基準を金融商品取引法令に取り込むため、2026年1月中の公布・施行を目指して内閣府令等の改正を行う（2025年11月中には改正案のパブリックコメント手続を開始）	新規提案

① 開示基準の適用時期

第9回WGでは、中間論点整理の公表以降、これまでのところサステナビリティ情報についての国内外の動向には特段の変化がみられていないことから、時価総額5,000億円以上1兆円未満のプライム市場上場企業のSSBJ基準の適用開始時期は、2029年3月期からとすることが提案されました。

この事務局提案には賛同が得られ、企業及び保証業務実施者の準備の観点からこの開始時期を確定させるべきとの意見も示されました。

② 有価証券報告書の提出期限延長

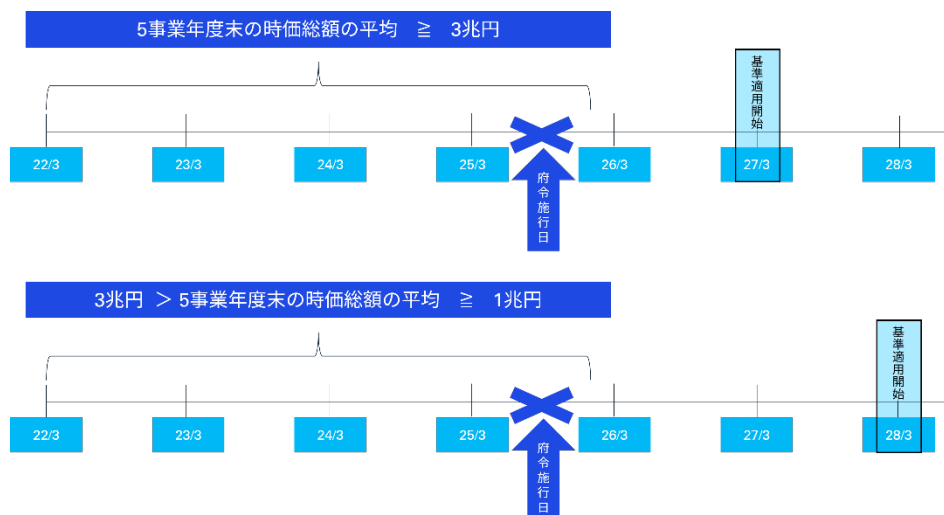
第9回WGでは、中間論点整理の公表以降、これまでのところサステナビリティ情報についての国内外の動向には特段の変化がみられていないことから、第三者保証が付されている場合における有価証券報告書の提出期限の延長は実施しない（現行どおり事業年度終了後3月以内）ことが提案されました。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、保証の実務がどうなるかが現時点で見通せないことや、今後保証の範囲が広がること等を踏まえ将来再検討すべきとの意見も示されました。また、企業負担を軽減するために、有価証券報告書と事業報告書の一本化や開示内容の整理、総会前開示の対応など、本WGでの議論に限定されない横断的な対応を進めるべきとの意見も示されました。

③ SSBJ基準の適用対象企業の判断基準

第9回WGでは、SSBJ基準の適用対象企業の判断基準について、前期末及びその前4事業年度末における時価総額の平均（5年平均時価総額）が1兆円以上の企業とすることが提案されました。また、適用開始期の末日時点では、プライム市場に上場している必要があるとすることが提案されています。適用開始時期のイメージは図表のとおりです。

(図表) 適用開始時期のイメージ (3月決算企業)



(出典) 金融庁ウェブサイト 第9回WG事務局説明資料を基にKPMGジャパン作成

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryou/20251030/01.pdf)

この事務局提案には賛同が得られた一方で、一度適用対象となった企業は継続して開示を求めることや、新規上場時などの取扱いを検討すべきとの意見も示されました。

④ SSBJ基準の適用義務付け等に関する制度的対応

第9回WGでは、SSBJ基準の適用開始時期が2026年4月1日から開始する事業年度（2027年3月期）からであり、開示に対応するための企業の準備期間を十分に確保するため、その他の制度的対応が必要とされた事項もあわせ、2026年1月中の公布・施行を目指し、内閣府令等の改正を行うことが示されました。また、本年11月中には、改正案のパブリックコメント手続を開始する予定とされています。

3. サステナビリティ情報の第三者保証制度（基本的な考え方・全体像）

第9回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ情報の第三者保証制度（基本的な考え方・全体像）について、以下の提案がなされました。

	第9回WGにおける事務局提案	中間論点整理での提案
サステナビリティ保証に関する基本的な考え方	- サステナビリティ保証は、国際基準（保証基準（ISSA5000）、品質管理基準（ISQM1）、倫理・独立性基準（IESSA））と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者を「担い手」とすることを制度設計の基本的な考え方とすることが適当である - 実務の蓄積を踏まえて制度の詳細や運用を引き続き検討していくことが望ましい	サステナビリティ保証については引き続き検討し、本年中を目途に結論を出すことが適当である

第9回WGでは、わが国資本市場の国際的な信頼を確保し、あわせてグローバルに活躍するわが国の企業の活動を損なわないようにする観点からは、サステナビリティ保証は、国際基準と整合性が確保された基準に準拠して実施するものとし、こうした保証を実施できる者を「担い手」とすることを制度設計の基本的な考え方とすることが提案されました。

また、今後SSBJ基準に基づくサステナビリティ情報の開示が開始され、開示・保証における実務の蓄積が期待されるため、こうした実務の蓄積を踏まえて、制度の詳細や運用を引き続き検討していくことが望ましいとされました。

この事務局提案には概ね賛同が得られました。

4. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方

第9回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方について、以下の提案がなされました。

		第9回WGにおける事務局提案
保証基準等		サステナビリティ保証基準、品質管理基準、倫理・独立性基準については、国際基準と整合的に策定していく
登録要件	人的体制	- 保証が実施できる十分な業務従事者が配置されていることを求める 「業務執行責任者」については、公認会計士資格を持つものに限定しない
	品質管理体制	品質管理部門又は品質管理に主として従事する者が設置されていることや、保証業務チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていることなどを求める
	その他	保証業務実施者は「法人」であることを求め、投資者保護の観点から、一定の資本金や出資金など財産的基礎を求める
行為規制	ローテーションルール	少なくとも、保証業務の責任者である業務執行責任者については、一定期間で同一企業に対する保証業務を外れることを求める
	非保証業務との同時提供禁止等	一定の場合に、サステナビリティ保証業務実施者による保証業務の提供を禁止する
	守秘義務	保証業務に関与する者に対して、正当な理由なく秘密情報を他人に漏らすことを禁止する
	その他	保証業務を通じて法令違反事実等を発見し、企業において是正されない場合、当局へその旨を通知する
検査・監督等		当面の間は金融庁が検査・監督の主体となる
任意の保証		「任意の保証」が①SSBJ基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報に対するもので、②登録されたサステナビリティ保証業務実施者によるものであり、かつ③登録業者が遵守する保証基準に沿ったものである場合、有価証券報告書へ保証報告書を添付できる - 上記の要件を満たさない場合、投資家を誤認させないよう、有価証券報告書へ保証報告書の添付を認めない。企業が任意に保証を受けた旨を有価証券報告書に記載するときは、保証に関する情報の開示を求める

① 保証基準等

わが国資本市場の国際的な信頼を確保し、あわせてグローバルに活躍するわが国の企業の活動を損なわないようにする観点から、サステナビリティ保証基準、品質管理基準、倫理・独立性基準については、国際基準と整合的に策定していくことが提案されました。

この事務局提案には概ね賛同が得られました。また、基準及び実務の指針策定については、企業会計審議会において「基準」を策定し、金融庁において関係機関と連携のうえ「基準」に基づく実務の指針等を策定する方法により多くの賛同が示されました。

② 登録要件

サステナビリティ保証業務実施者の登録要件に関して、人的体制、品質管理体制などについてそれぞれ提案が行われました。

これらの事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、十分な能力をもった「業務執行責任者」が配置されていることをどのように確認するかを検討すべきとの意見も示されました。

③ 行為規制

サステナビリティ保証業務実施者への行為規制について、ローテーションルール、非保証業務との同時提供禁止、守秘義務などについてそれぞれ提案されました。

これらの事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、ローテーションルールについては、財務諸表監査でのルールと比較して長い期間を確保すべきとの意見も示されました。

④ 検査・監督等

検査・監督について、今後、法令に基づく開示・保証実務が蓄積され、それに合わせた当局による検査・監督実務の蓄積も踏まえながら、当局及び関係者間で議論を進め、自主規制機関のあり方を検討することが望ましいと考えられるため、当面の間は金融庁がその主体となることが提案されました。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、将来的に自主規制機関を設置することを念頭に継続的に検討すべきとの意見が示されました。

⑤ 任意の保証

「任意の保証」とは、有価証券報告書における義務的保証の対象でない情報について保証を受けること（例：義務化対象企業がScope3の保証を受けること）、義務化対象ではない企業が保証を受けることを指します。これについて、有価証券報告書へ保証報告書の添付を認めるかどうかについて、場合分けを行ったうえで提案されました。

これらの事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、要件を満たさない場合に開示する情報については、保証の結論を含めるべき、要件を満たしていないことを明示する文言を含めるべきなどの意見も示されました。

■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))